

用地補償総合技術業務積算基準 新旧対照表

赤字下線：今回改正箇所

R6.4.1改正

新	旧																																	
<p><b>3 業務費の積算</b></p> <p>(2) 各構成費目の積算</p> <p>1) 直接人件費</p> <p>直接人件費は、打合せ協議、現地踏査、概況ヒアリング等、<u>権利者</u>の特定、補償額算定書の照合、<u>補償金明細表の作成</u>、公共用地交渉用資料の作成等、公共用地交渉（<u>費用負担説明を含む。</u>）、移転履行状況等の<u>確認等</u>及び関係機関との連絡・調整で構成するものとし、表1及び表2の区分によるものとする。</p> <p>なお、表2の区分Bについては、補正率により難易度補正を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>判 断 基 準</th> <th>補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>B-イ</u></td> <td><u>(1) 共有地又は共有物件における権利者への説明等のうち、定型的又は簡易なもの。</u></td> <td><u>0.30</u></td> </tr> <tr> <td><u>B-ロ</u></td> <td>(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td><u>B-ハ</u></td> <td>(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。 (4) 事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td><u>B-ニ</u></td> <td>(1) 土地、建物を所有している権利者に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td><u>B-ホ</u></td> <td>(1) 土地、建物（住居併用を含む）を所有し、営業を行っている権利者に係るもの。</td> <td>1.30</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注 共有地又は共有物件の場合、原則として、共有者1名分についてはB-イの補正率を適用せず、B-ロ～ホのいずれかの補正率を適用し、残る共有者の分についてはB-イの補正率を適用するものとする。ただし、残る共有者の説明等が定型的又は簡易なものでない場合には、当該共有者の分についてはB-ロ～ホのいずれかの補正率を適用するものとする。</u></p>	区 分	判 断 基 準	補正率	<u>B-イ</u>	<u>(1) 共有地又は共有物件における権利者への説明等のうち、定型的又は簡易なもの。</u>	<u>0.30</u>	<u>B-ロ</u>	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。	0.50	<u>B-ハ</u>	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。 (4) 事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。	0.80	<u>B-ニ</u>	(1) 土地、建物を所有している権利者に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。	1.00	<u>B-ホ</u>	(1) 土地、建物（住居併用を含む）を所有し、営業を行っている権利者に係るもの。	1.30	<p><b>3 業務費の積算</b></p> <p>(2) 各構成費目の積算</p> <p>1) 直接人件費</p> <p>直接人件費は、打合せ協議、現地踏査、概況ヒアリング等、<u>関係権利者</u>の特定、補償額算定書の照合、公共用地交渉用資料の作成等、公共用地交渉（<u>費用負担説明</u>）、移転履行状況等の<u>確認</u>及び関係機関との連絡・調整で構成するものとし、表1及び表2の区分によるものとする。</p> <p>なお、表2の区分Bについては、補正率により難易度補正を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>判 断 基 準</th> <th>補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>B-イ</u></td> <td>(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td><u>B-ロ</u></td> <td>(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。 (4) 事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td><u>B-ハ</u></td> <td>(1) 土地、建物を所有している権利者に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td><u>B-ニ</u></td> <td>(1) 土地、建物（住居併用を含む）を所有し、営業を行っている権利者に係るもの。</td> <td>1.30</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	補正率	<u>B-イ</u>	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。	0.50	<u>B-ロ</u>	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。 (4) 事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。	0.80	<u>B-ハ</u>	(1) 土地、建物を所有している権利者に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。	1.00	<u>B-ニ</u>	(1) 土地、建物（住居併用を含む）を所有し、営業を行っている権利者に係るもの。	1.30
区 分	判 断 基 準	補正率																																
<u>B-イ</u>	<u>(1) 共有地又は共有物件における権利者への説明等のうち、定型的又は簡易なもの。</u>	<u>0.30</u>																																
<u>B-ロ</u>	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。	0.50																																
<u>B-ハ</u>	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。 (4) 事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。	0.80																																
<u>B-ニ</u>	(1) 土地、建物を所有している権利者に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。	1.00																																
<u>B-ホ</u>	(1) 土地、建物（住居併用を含む）を所有し、営業を行っている権利者に係るもの。	1.30																																
区 分	判 断 基 準	補正率																																
<u>B-イ</u>	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。	0.50																																
<u>B-ロ</u>	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。 (4) 事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。	0.80																																
<u>B-ハ</u>	(1) 土地、建物を所有している権利者に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。	1.00																																
<u>B-ニ</u>	(1) 土地、建物（住居併用を含む）を所有し、営業を行っている権利者に係るもの。	1.30																																

新

① 打合せ協議

打合せ協議に要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。

表3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業			備 考
				業 務 着手時	中 間 打合せ	成果物 納入時	
打合せ協議	業 務	-	技 師 長	<u>0.38</u>	<u>0.28</u>	<u>0.24</u>	中間打合せ
			技 師 C	<u>0.23</u>	<u>0.17</u>	<u>0.14</u>	1回当たり

注1 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。

注2 中間打合せの回数は、1月当たり1回を基本とし、必要に応じて中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

注3 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断され、（主任）調査員と、主任担当者を含む担当技術者又は業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。

注4 打合せ協議は、表1の区分を行わないものとする。

③ 現地踏査

現地踏査に要する直接人件費の積算は、原則1業務1回とし、表5により行うものとする。

表5

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	計	備 考
現地踏査	回	-	技 師 長	<u>1.18人</u>	<u>1.18人</u>	
			技 師 C	<u>1.18人</u>	<u>1.18人</u>	

注1 以下の事由に該当する場合は、現地踏査の実施回数に応じてそれぞれ計上するものとする。

・当初設計時に予定していた業務区域以外の区域を業務途中で追加する場合。

・対象となる業務区域が複数あり、補償額算定書を貸与する時期が業務区域毎に異なる場合。

注2 現地踏査は、表1の区分を行わないものとする。

旧

① 打合せ協議

打合せ協議に要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。

表3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業			計	備 考
				業 務 着手時	中 間 打合せ	成果物 納入時		
打合せ協議	業 務	-	技 師 長	<u>0.36</u>	<u>0.72</u>	<u>0.36</u>	<u>1.44人</u>	
			技 師 C	<u>0.18</u>	<u>0.36</u>	<u>0.18</u>	<u>0.72人</u>	

注1 打合せ協議の中間打合せ回数は、1業務当たり2回を標準としている。

注2 打合せ協議は、表1の区分を行わないものとする。

③ 現地踏査

現地踏査に要する直接人件費の積算は、表5により行うものとする。

表5

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	-	技 師 長	<u>1.08人</u>	
			技 師 C	<u>1.08人</u>	

注 現地踏査は、表1の区分を行わないものとする。

新

## ④ 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等に対し面接等により、公共用地交渉等を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表6による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表7による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

(区分A)

表6

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	-	技師長	0.43	0.64	1.07人	
			技師C	0.43	0.64	1.07人	

(区分B)

表7

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	B- <u>二</u>	技師長	0.07	0.09	0.16人	
			技師C	0.07	0.04	0.11人	

注1 本表においては、公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者についても権利者に含めるものとする。

注2 本表の歩掛は、表2の区分B-二を基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

## ⑤ 権利者の特定

権利者の特定は、登記事項証明書、戸籍簿、住民票等の記載事項を精査し、権利者の特定が完全か確認を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

直接人件費 = 表8による単価 × 権利者数

表8

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
<u>権利者</u> の特定	権利者	<u>二</u>	技師長	-	0.03	0.03人	
			技師C	-	0.03	0.03人	

注1 本表においては、公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者についても権利者に含めるものとする。

注2 権利者の特定は、表1の区分を行わないものとする。

旧

## ④ 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等と面接し公共用地交渉等を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表6による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表7による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

(区分A)

表6

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	-	技師長	0.54	0.81	1.35人	
			技師C	0.54	0.81	1.35人	

(区分B)

表7

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	B- <u>ハ</u>	技師長	0.08	0.12	0.20人	
			技師C	0.08	0.06	0.14人	

注1 本表の歩掛は、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

## ⑤ 関係権利者の特定

関係権利者の特定は、登記事項証明書、戸籍簿及び住民票等の記載事項を精査し、権利者の特定が完全か確認を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

直接人件費 = 表8による単価 × 権利者数

表8

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
<u>関係権利者</u> の特定	権利者		技師長	-	0.02	0.02人	
			技師C	-	0.02	0.02人	

注 関係権利者の特定は、表1の区分を行わないものとする。

新

⑥ 補償額算定書の照合

表9-1-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	<u>0.11</u>	<u>0.11人</u>	
			技師B	—	<u>0.59</u>	<u>0.59人</u>	
			技師C	—	<u>0.41</u>	<u>0.41人</u>	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	<u>0.15</u>	<u>0.15人</u>	
			技師B	—	<u>0.85</u>	<u>0.85人</u>	
			技師C	—	<u>0.15</u>	<u>0.15人</u>	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>	
			技師B	—	<u>0.47</u>	<u>0.47人</u>	
			技師C	—	<u>0.22</u>	<u>0.22人</u>	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-1-3の補正率表を適用するものとする。

⑥-3 非木造建物補償額算定書の照合

非木造建物補償額算定書の照合を行う場合は、表9-3-1の構造別区分及び表9-3-2の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-3-3により行うものとする。

表9-3-1

区分	構造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造（ <u>鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む</u> ）
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（ <u>非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く</u> ）

旧

⑥ 補償額算定書の照合

表9-1-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>	
			技師B	—	<u>0.56</u>	<u>0.56人</u>	
			技師C	—	<u>0.28</u>	<u>0.28人</u>	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>	
			技師B	—	<u>0.65</u>	<u>0.65人</u>	
			技師C	—	<u>0.28</u>	<u>0.28人</u>	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>	
			技師B	—	<u>0.37</u>	<u>0.37人</u>	
			技師C	—	<u>0.18</u>	<u>0.18人</u>	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-1-3の補正率表を適用するものとする。

⑥-3 非木造建物補償額算定書の照合

非木造建物補償額算定書の照合を行う場合は、表9-3-1の構造別区分及び表9-3-2の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-3-3により行うものとする。

表9-3-1

区分	構造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（ <u>鉄骨系、コンクリート系、木質系</u> ）

新

構造計算を行わない場合

表9-3-3

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.35	0.35人	用途による区分イの場合
			技師B	—	2.04	2.04人	
			技師C	—	0.57	0.57人	
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.34	0.34人	同上
			技師B	—	1.67	1.67人	
			技師C	—	0.65	0.65人	
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.31	0.31人	同上
			技師B	—	1.81	1.81人	
			技師C	—	0.66	0.66人	
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.14	0.14人	同上
			技師B	—	0.91	0.91人	
			技師C	—	0.14	0.14人	

構造計算を行う場合

表9-3-3

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.35	0.35人	用途による区分イの場合
			技師A	—	5.47	5.47人	
			技師B	—	2.04	2.04人	
			技師C	—	0.57	0.57人	
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.34	0.34人	同上
			技師A	—	4.69	4.69人	
			技師B	—	1.67	1.67人	
			技師C	—	0.65	0.65人	
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.31	0.31人	同上
			技師A	—	3.49	3.49人	
			技師B	—	1.81	1.81人	
			技師C	—	0.66	0.66人	
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.14	0.14人	同上
			技師A	—	0.94	0.94人	
			技師B	—	0.91	0.91人	
			技師C	—	0.14	0.14人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-3-4の補正率表を適用するものとする。  
ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表9-1-3の補正率を適用するものとする。

旧

構造計算を行わない場合

表9-3-3

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.28	0.28人	用途による区分イの場合
			技師B	—	2.11	2.11人	
			技師C	—	0.46	0.46人	
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.28	0.28人	同上
			技師B	—	1.69	1.69人	
			技師C	—	0.46	0.46人	
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.28	0.28人	同上
			技師B	—	1.89	1.89人	
			技師C	—	0.46	0.46人	
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.14	0.14人	同上
			技師B	—	0.75	0.75人	
			技師C	—	0.28	0.28人	

構造計算を行う場合

表9-3-3

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.28	0.28人	用途による区分イの場合
			技師A	—	5.47	5.47人	
			技師B	—	2.11	2.11人	
			技師C	—	0.46	0.46人	
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.28	0.28人	同上
			技師A	—	4.68	4.68人	
			技師B	—	1.69	1.69人	
			技師C	—	0.46	0.46人	
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.28	0.28人	同上
			技師A	—	3.48	3.48人	
			技師B	—	1.89	1.89人	
			技師C	—	0.46	0.46人	
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.14	0.14人	同上
			技師A	—	0.93	0.93人	
			技師B	—	0.75	0.75人	
			技師C	—	0.28	0.28人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-3-4の補正率表を適用するものとする。  
ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表9-1-3の補正率を適用するものとする。

新

## ⑥-5 機械設備補償額算定書の照合

表9-5-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	技師長	—	<u>0.17</u>	<u>0.17人</u>	
			技師A	—	<u>0.37</u>	<u>0.37人</u>	
			技師B	—	<u>0.50</u>	<u>0.50人</u>	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	<u>0.71</u>	<u>0.71人</u>	
			技師A	—	<u>0.86</u>	<u>0.86人</u>	
			技師B	—	<u>1.38</u>	<u>1.38人</u>	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	<u>0.71</u>	<u>0.71人</u>	
			技師A	—	<u>1.08</u>	<u>1.08人</u>	
			技師B	—	<u>1.72</u>	<u>1.72人</u>	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	<u>0.71</u>	<u>0.71人</u>	
			技師A	—	<u>1.25</u>	<u>1.25人</u>	
			技師B	—	<u>1.98</u>	<u>1.98人</u>	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-5-3の補正率表を適用するものとする。

旧

## ⑥-5 機械設備補償額算定書の照合

表9-5-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	技師長	—	<u>0.20</u>	<u>0.20人</u>	
			技師A	—	<u>0.34</u>	<u>0.34人</u>	
			技師B	—	<u>0.46</u>	<u>0.46人</u>	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	<u>0.70</u>	<u>0.70人</u>	
			技師A	—	<u>0.93</u>	<u>0.93人</u>	
			技師B	—	<u>1.25</u>	<u>1.25人</u>	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	<u>0.70</u>	<u>0.70人</u>	
			技師A	—	<u>1.17</u>	<u>1.17人</u>	
			技師B	—	<u>1.56</u>	<u>1.56人</u>	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	<u>0.70</u>	<u>0.70人</u>	
			技師A	—	<u>1.35</u>	<u>1.35人</u>	
			技師B	—	<u>1.79</u>	<u>1.79人</u>	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-5-3の補正率表を適用するものとする。

新

## ⑥-7 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）補償額算定書の照合

表9-7-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師長	—	0.11	0.11人	
			技師B	—	0.16	0.16人	
			技師C	—	0.42	0.42人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師長	—	0.10	0.10人	
			技師B	—	0.23	0.23人	
			技師C	—	0.80	0.80人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.13	0.13人	
			技師B	—	0.43	0.43人	
			技師C	—	1.06	1.06人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師長	—	0.12	0.12人	
			技師B	—	0.55	0.55人	
			技師C	—	1.77	1.77人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師長	—	0.26	0.26人	
			技師B	—	0.82	0.82人	
			技師C	—	2.57	2.57人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師長	—	0.21	0.21人	
			技師B	—	0.49	0.49人	
			技師C	—	1.12	1.12人	
独立工作物	箇所	—	技師長	—	0.10	0.10人	
			技師B	—	0.10	0.10人	
			技師C	—	0.20	0.20人	

## ⑥-8 立竹木補償額算定書の照合

表9-8-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
用材林	1,000㎡	—	技師長	—	0.06	0.06人	
			技師C	—	0.18	0.18人	
薪炭林	1,000㎡	—	技師長	—	0.05	0.05人	
			技師C	—	0.23	0.23人	
収穫樹	1,000㎡	—	技師長	—	0.11	0.11人	釣り棚、囲障等を含む。
			技師C	—	0.33	0.33人	
竹林	1,000㎡	—	技師長	—	0.07	0.07人	
			技師C	—	0.08	0.08人	
苗木 (植木畑)	1,000㎡	—	技師長	—	0.13	0.13人	囲障等を含む。
			技師C	—	0.35	0.35人	

旧

## ⑥-7 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）補償額算定書の照合

表9-7-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師長	—	0.10	0.10人	
			技師B	—	0.14	0.14人	
			技師C	—	0.38	0.38人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師長	—	0.10	0.10人	
			技師B	—	0.18	0.18人	
			技師C	—	0.65	0.65人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.10	0.10人	
			技師B	—	0.32	0.32人	
			技師C	—	1.03	1.03人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師長	—	0.10	0.10人	
			技師B	—	0.46	0.46人	
			技師C	—	1.52	1.52人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師長	—	0.21	0.21人	
			技師B	—	0.65	0.65人	
			技師C	—	2.14	2.14人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師長	—	0.10	0.10人	
			技師B	—	0.42	0.42人	
			技師C	—	1.27	1.27人	
独立工作物	箇所	—	技師長	—	0.08	0.08人	
			技師B	—	0.08	0.08人	
			技師C	—	0.19	0.19人	

## ⑥-8 立竹木補償額算定書の照合

表9-8-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
用材林	1,000㎡	—	技師長	—	0.05	0.05人	
			技師C	—	0.14	0.14人	
薪炭林	1,000㎡	—	技師長	—	0.05	0.05人	
			技師C	—	0.18	0.18人	
収穫樹	1,000㎡	—	技師長	—	0.05	0.05人	釣り棚、囲障等を含む。
			技師C	—	0.42	0.42人	
竹林	1,000㎡	—	技師長	—	0.05	0.05人	
			技師C	—	0.08	0.08人	
苗木 (植木畑)	1,000㎡	—	技師長	—	0.05	0.05人	囲障等を含む。
			技師C	—	0.42	0.42人	

新

## ⑥-10 墳墓等補償額算定書の照合

表9-10-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
墳墓 A	10㎡	3画地程度	技師長	—	0.07	0.07人	
			技師 B	—	0.29	0.29人	
			技師 C	—	0.08	0.08人	
墳墓 B	10㎡	5画地程度	技師長	—	0.05	0.05人	
			技師 B	—	0.60	0.60人	
			技師 C	—	0.02	0.02人	
墳墓 C	10㎡	7画地程度	技師長	—	0.05	0.05人	
			技師 B	—	0.83	0.83人	
			技師 C	—	0.04	0.04人	
墳墓 D	10㎡	3～5基程度	技師長	—	0.12	0.12人	
			技師 B	—	0.30	0.30人	
			技師 C	—	0.11	0.11人	
墳墓 E	10㎡	7基程度	技師長	—	0.05	0.05人	
			技師 B	—	0.84	0.84人	
			技師 C	—	0.02	0.02人	

## ⑥-11 建物等の残地移転要件の該当性の照合

建物等の残地移転要件の該当性の照合の直接人件費の積算は、表9-11により行うものとする。

表9-11

区分	単位	職種	外業	内業	計	備考
建物等の残地移転要件の該当性の照合	権利者	技師長	—	0.25	0.25人	
		技師 B	—	0.20	0.20人	

## ⑥-13 営業補償額算定書の照合

営業補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-13-1により行うものとする。ただし、営業の内容等の難易度によって表9-13-2の補正を行うものとする。

表9-13-1

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
営業	事業所(企業)	—	技師長	—	0.60	0.60人	
			技師 B	—	2.75	2.75人	
			技師 C	—	1.69	1.69人	

旧

## ⑥-10 墳墓等補償額算定書の照合

表9-10-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
墳墓 A	10㎡	3画地程度	技師長	—	0.05	0.05人	
			技師 B	—	0.37	0.37人	
			技師 C	—	0.07	0.07人	
墳墓 B	10㎡	5画地程度	技師長	—	0.05	0.05人	
			技師 B	—	0.62	0.62人	
			技師 C	—	0.07	0.07人	
墳墓 C	10㎡	7画地程度	技師長	—	0.05	0.05人	
			技師 B	—	0.87	0.87人	
			技師 C	—	0.08	0.08人	
墳墓 D	10㎡	3～5基程度	技師長	—	0.05	0.05人	
			技師 B	—	0.49	0.49人	
			技師 C	—	0.07	0.07人	
墳墓 E	10㎡	7基程度	技師長	—	0.05	0.05人	
			技師 B	—	0.87	0.87人	
			技師 C	—	0.07	0.07人	

## ⑥-11 建物等の残地移転要件の該当性の照合

建物等の残地移転要件の該当性の照合の直接人件費の積算は、表9-11により行うものとする。

表9-11

区分	単位	職種	外業	内業	計	備考
建物等の残地移転要件の該当性の照合	権利者	技師長	—	0.22	0.22人	
		技師 B	—	0.18	0.18人	

## ⑥-13 営業補償額算定書の照合

営業補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-13-1により行うものとする。ただし、営業の内容等の難易度によって表9-13-2の補正を行うものとする。

表9-13-1

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
営業	事業所(企業)	—	技師長	—	0.65	0.65人	
			技師 B	—	2.07	2.07人	
			技師 C	—	1.69	1.69人	



新

## ⑥-15 動産移転料算定書の照合

動産移転料算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-15-1により行うものとする。

表9-15-1

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
動産照合 一般住家	戸 (世帯)	—	技師長 技師C	— —	0.02 <u>0.06</u>	0.02人 <u>0.06人</u>	
同上 農家住家	戸	—	技師長 技師C	— —	<u>0.03</u> <u>0.07</u>	<u>0.03人</u> <u>0.07人</u>	
同上 店舗	店舗	50㎡以上 150㎡未満	技師長 技師C	— —	<u>0.03</u> 0.14	<u>0.03人</u> 0.14人	
同上 事務所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長 技師C	— —	0.02 <u>0.07</u>	0.02人 <u>0.07人</u>	
同上 工場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長 技師C	— —	0.02 <u>0.05</u>	0.02人 <u>0.05人</u>	
同上 倉庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長 技師C	— —	0.02 <u>0.07</u>	0.02人 <u>0.07人</u>	

## ⑥-16 その他通損に関する補償額算定書の照合

その他通損に関する補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-16により行うものとする。

表9-16

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
仮住居又は 借家人補償	世帯	—	技師長 技師C	— —	0.02 <u>0.15</u>	0.02人 <u>0.15人</u>	
移転雑費	所有者 又は世帯	—	技師長 技師C	— —	0.04 <u>0.32</u>	0.04人 <u>0.32人</u>	

旧

## ⑥-15 動産移転料算定書の照合

動産移転料算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-15-1により行うものとする。

表9-15-1

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
動産照合 一般住家	戸 (世帯)	—	技師長 技師C	— —	<u>0.02</u> <u>0.05</u>	<u>0.02人</u> <u>0.05人</u>	
同上 農家住家	戸	—	技師長 技師C	— —	<u>0.02</u> <u>0.08</u>	<u>0.02人</u> <u>0.08人</u>	
同上 店舗	店舗	50㎡以上 150㎡未満	技師長 技師C	— —	<u>0.02</u> <u>0.14</u>	<u>0.02人</u> <u>0.14人</u>	
同上 事務所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長 技師C	— —	<u>0.02</u> <u>0.05</u>	<u>0.02人</u> <u>0.05人</u>	
同上 工場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長 技師C	— —	<u>0.02</u> <u>0.04</u>	<u>0.02人</u> <u>0.04人</u>	
同上 倉庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長 技師C	— —	<u>0.02</u> <u>0.05</u>	<u>0.02人</u> <u>0.05人</u>	

## ⑥-16 その他通損に関する補償額算定書の照合

その他通損に関する補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-16により行うものとする。

表9-16

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
仮住居又は 借家人補償	世帯	—	技師長 技師C	— —	<u>0.02</u> <u>0.14</u>	<u>0.02人</u> <u>0.14人</u>	
移転雑費	所有者 又は世帯	—	技師長 技師C	— —	<u>0.04</u> <u>0.28</u>	<u>0.04人</u> <u>0.28人</u>	

新

## ⑥-17 移転工法案の照合

移転工法案の照合に要する直接人件費の積算は、表9-17-1によるものとする。

表9-17-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転工法案の照合	権利者	敷地面積 300㎡以上 500㎡未満	技師長	—	<u>1.46</u>	<u>1.46人</u>	
			技師 A	—	<u>1.72</u>	<u>1.72人</u>	
			技師 B	—	<u>1.72</u>	<u>1.72人</u>	
			技師 C	—	<u>1.72</u>	<u>1.72人</u>	

## ⑥-18 標準地価格の照合

標準地価格の照合に要する直接人件費の積算は、表9-18により行うものとする。

表9-18

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
標準地価格の照合	標準地	—	技師長	—	<u>0.68</u>	<u>0.68人</u>	
			技師 A	—	<u>0.99</u>	<u>0.99人</u>	
			技師 C	—	<u>0.99</u>	<u>0.99人</u>	

## ⑥-19 各画地の評価額の照合

各画地の評価額の照合に要する直接人件費の積算は、表9-19によるものとする。

表9-19

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
各画地の評価額の照合	画地	—	技師長	—	<u>0.02</u>	<u>0.02人</u>	
			技師 A	—	0.04	0.04人	
			技師 C	—	0.04	0.04人	

## ⑥-20 残地補償額の照合

残地補償額の照合に要する直接人件費の積算は、表9-20により行うものとする。

表9-20

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
残地補償額の照合	画地	—	技師長	—	<u>0.03</u>	<u>0.03人</u>	
			技師 C	—	<u>0.01</u>	<u>0.01人</u>	

旧

## ⑥-17 移転工法案の照合

移転工法案の照合に要する直接人件費の積算は、表9-17-1によるものとする。

表9-17-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転工法案の照合	権利者	敷地面積 300㎡以上 500㎡未満	技師長	—	<u>1.31</u>	<u>1.31人</u>	
			技師 A	—	<u>1.31</u>	<u>1.31人</u>	
			技師 B	—	<u>1.31</u>	<u>1.31人</u>	
			技師 C	—	<u>1.31</u>	<u>1.31人</u>	

## ⑥-18 標準地価格の照合

標準地価格の照合に要する直接人件費の積算は、表9-18により行うものとする。

表9-18

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
標準地価格の照合	標準地	—	技師長	—	<u>0.56</u>	<u>0.56人</u>	
			技師 A	—	<u>1.17</u>	<u>1.17人</u>	
			技師 C	—	<u>1.17</u>	<u>1.17人</u>	

## ⑥-19 各画地の評価額の照合

各画地の評価額の照合に要する直接人件費の積算は、表9-19によるものとする。

表9-19

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
各画地の評価額の照合	画地	—	技師長	—	<u>0.01</u>	<u>0.01人</u>	
			技師 A	—	<u>0.04</u>	<u>0.04人</u>	
			技師 C	—	<u>0.04</u>	<u>0.04人</u>	

## ⑥-20 残地補償額の照合

残地補償額の照合に要する直接人件費の積算は、表9-20により行うものとする。

表9-20

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
残地補償額の照合	画地	—	技師長	—	<u>0.02</u>	<u>0.02人</u>	
			技師 C	—	<u>0.02</u>	<u>0.02人</u>	

新

⑥-21 消費税等に関する照合

消費税等に関する照合に要する直接人件費の積算は、表9-21により行うものとする。

表9-21

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
消費税等照合	事業者	二	技師長 技師B	二 二	0.02 0.08	0.02人 0.08人	

⑥-22 費用負担額算定書の照合

費用負担額算定書の照合に要する直接人件費の積算は、表9-22により行うものとする。

表9-22

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.24	0.24人	
			技師C	—	0.45	0.45人	
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.61	0.61人	
			技師C	—	1.22	1.22人	
区分所有の建物	戸	130㎡程度	技師長 技師C	— —	0.07 0.25	0.07人 0.25人	
工作物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師長	—	0.12	0.12人	
			技師C	—	0.28	0.28人	

旧

⑥-21 消費税等に関する照合

消費税等に関する照合に要する直接人件費の積算は、表9-21-1又は表9-21-2により行うものとする。

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表9-21-1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
消費税等照合	事業者	二	技師長 技師B	二 二	0.01 0.08	0.01人 0.08人	

(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表9-21-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
消費税等照合	事業者	二	技師長 技師B	二 二	0.01 0.08	0.01人 0.08人	

⑥-22 費用負担額算定書の照合

費用負担額算定書の照合に要する直接人件費の積算は、表9-22により行うものとする。

表9-22

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.10	0.10人	
			技師C	—	0.66	0.66人	
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.28	0.28人	
			技師C	—	1.70	1.70人	
区分所有の建物	戸	130㎡程度	技師長 技師C	— —	0.07 0.25	0.07人 0.25人	
工作物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師長	—	0.09	0.09人	
			技師C	—	0.24	0.24人	

新

⑦ 補償金明細表の作成

補償金明細表の作成に要する直接人件費の積算は、表10により行うものとする。

表10

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償金明細表の 作成	権利者	二	技 師 長	二	0.02	0.02人	
			技 師 C	二	0.07	0.07人	

注 補償金明細表の作成は、表1の区分を行わないものとする。

⑧ 公共用地交渉用資料の作成等

公共用地交渉用資料の作成等は、権利者ごとの公共用地交渉方針の策定、補償内容等の把握及び整理、公共用地交渉用資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表11による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表12による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

(区分A)

表11

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
公共用地交渉用 資料の作成等	権利者	-	技 師 長	-	5.43	5.43人	
			技 師 C	-	3.06	3.06人	

(区分B)

表12

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
公共用地交渉用 資料の作成等	権利者	B-二	技 師 長	-	0.40	0.40人	
			技 師 C	-	0.35	0.35人	

注 本表の歩掛りは、表2の区分B-二を基準としたものであり、表2の区分によつての補正を行うものとする。

旧

(新設)

⑦ 公共用地交渉用資料の作成等

公共用地交渉用資料の作成等は、権利者ごとの公共用地交渉方針の策定、補償内容等の把握及び整理、公共用地交渉用資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表10による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表11による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

(区分A)

表10

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
公共用地交渉用 資料の作成等	権利者	-	技 師 長	-	3.51	3.51人	
			技 師 C	-	2.28	2.28人	

(区分B)

表11

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
公共用地交渉用 資料の作成等	権利者	B-ハ	技 師 長	-	0.23	0.23人	
			技 師 C	-	0.31	0.31人	

注1 本表の歩掛りは、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によつての補正を行うものとする。

新

⑨-1 公共用地交渉

公共用地交渉は、その段階に応じて、①土地・物件調書の説明及び確認、②補償内容等の説明、③損失補償協議書の交付及び説明、④補償契約書案の説明及び補償契約の承諾に係る公共用地交渉及び交渉記録簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。ただし、公共用地交渉の過程で補償の対象である相続財産について権利を放棄した者がいるときは、「⑨-2 権利者以外の関係者との軽微な対応」によるものとする。

区分Aの場合 直接人件費=表13-1~4による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費=表14-1~4による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

(区分A) 表13-1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	—	技師長 技師C	0.93 0.93	1.50 2.07	2.43人 3.00人	

(区分A) 表13-2

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
②公共用地交渉(補償内容等の説明)	権利者	—	技師長 技師C	4.85 4.85	3.92 6.25	8.77人 11.10人	

(区分A) 表13-3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
③公共用地交渉 (損失補償協議書の 交付説明)	権利者	—	技師長 技師C	0.80 0.80	0.65 1.04	1.45人 1.84人	

(区分A) 表13-4

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
④公共用地交渉 (補償契約書の説 明承諾)	権利者	—	技師長 技師C	0.81 0.81	0.30 1.09	1.11人 1.90人	

旧

⑧ 公共用地交渉(費用負担説明)

公共用地交渉(費用負担説明)は、その段階に応じて①土地・物件調書の説明及び確認、②損失補償協議書の提示説明、③補償契約書の説明及び承諾にかかる公共用地交渉及び交渉記録簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費=表12-1~3による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費=表13-1~3による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

(区分A-1) 表12-1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	—	技師長 技師C	2.33 2.33	0.81 0.81	3.14人 3.14人	

(新設)

(区分A-2) 表12-2

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
②公共用地交渉 (損失補償協議書 の説明)	権利者	—	技師長 技師C	4.32 4.32	0.81 0.81	5.13人 5.13人	

(区分A-3) 表12-3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
③公共用地交渉 (補償契約書の説 明承諾)	権利者	—	技師長 技師C	4.32 4.32	0.81 0.81	5.13人 5.13人	

## 新

(区分B)

表14-1

種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	B- <u>二</u>	技師長	0.23	0.08	0.31人	
			技師C	0.23	0.62	0.85人	

注 本表の歩掛りは、表2の区分B-二を基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(区分B)

表14-2

種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
②公共用地交渉 (補償内容等の説明)	権利者	B- <u>二</u>	技師長	0.81	0.43	1.24人	
			技師C	0.81	1.42	2.23人	

注 本表の歩掛りは、表2の区分B-二を基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(区分B)

表14-3

種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
③公共用地交渉 (損失補償協議書の 交付説明)	権利者	B- <u>二</u>	技師長	0.13	0.07	0.20人	
			技師C	0.13	0.23	0.36人	

注 本表の歩掛りは、表2の区分B-二を基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(区分B)

表14-4

種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
④公共用地交渉 (補償契約書の説 明承諾)	権利者	B- <u>二</u>	技師長	0.13	0.03	0.16人	
			技師C	0.13	0.26	0.39人	

注 本表の歩掛りは、表2の区分B-二を基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

## 旧

(区分B-1)

表13-1

種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	B- <u>ハ</u>	技師長	0.54	0.04	0.58人	
			技師C	0.54	0.21	0.75人	

注1 本表の歩掛りは、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(新設)

(区分B-2)

表13-2

種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
②公共用地交渉 (損失補償協議書 の説明)	権利者	B- <u>ハ</u>	技師長	0.72	0.08	0.80人	
			技師C	0.72	0.18	0.90人	

注1 本表の歩掛りは、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(区分B-3)

表13-3

種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
③公共用地交渉 (補償契約書の説 明承諾)	権利者	B- <u>ハ</u>	技師長	0.71	0.08	0.79人	
			技師C	0.71	0.18	0.89人	

注1 本表の歩掛りは、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

新

⑨-2 権利者以外の関係者との軽微な対応

権利者以外の関係者との軽微な対応は、公共用地交渉を行うに当たり、権利者以外の関係者（相続財産について権利を放棄した者、代替地提供者、不在者探索に係る情報を保有すると思われる者等をいう。）に対し、相続財産に関する説明、代替地提供に伴う税制等の説明、不在者探索のための情報収集等の軽微な対応（これに伴う説明資料の作成、関係書類の受領等を含む。）が生じた場合は、これを行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15により行うものとする。

表15

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
権利者以外の関係者との軽微な対応	回	二	技 師 A	0.11	0.08	0.19人	
			技 師 C	0.11	0.08	0.19人	

注 権利者以外の関係者との軽微な対応は、表1の区分を行わないものとする。

⑩ 移転履行状況等の確認等

移転履行状況等の確認は、権利者と国との間で契約が締結された後、契約書に定める期限までに義務が履行されるよう権利者等に対し移転履行状況等の確認等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表16による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表17による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

(区分A)

表16

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転履行状況等の確認等	権利者	一	技 師 長	0.94	0.47	1.41人	
			技 師 C	0.94	0.47	1.41人	

(区分B)

表17

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転履行状況等の確認等	権利者	B-二	技 師 長	0.14	0.07	0.21人	
			技 師 C	0.14	0.07	0.21人	

注 本表の歩掛は、表2の区分B-二を基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

旧

(新設)

⑨ 移転履行状況等の確認

移転履行状況等の確認は、権利者と国との間で契約が締結された後、契約書に定める期限までに義務が履行されるよう権利者等に対し移転履行状況等の確認等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表14による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表15による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

(区分A)

表14

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転履行状況等の確認	権利者	一	技 師 長	0.54	二	0.54人	
			技 師 C	0.54	二	0.54人	

(区分B)

表15

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転履行状況等の確認	権利者	B-ハ	技 師 長	0.08	二	0.08人	
			技 師 C	0.08	二	0.08人	

注1 本表の歩掛は、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

新

⑩ 関係機関との連絡・調整

関係機関との連絡・調整に要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

直接人件費 = 表1.8による単価 × 関係機関数

表1.8

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
関係機関との連絡 ・調整	関係 機関	—	技 師 長	<u>0.21</u>	<u>0.13</u>	<u>0.34 人</u>	
			技 師 C	<u>0.21</u>	<u>0.30</u>	<u>0.51 人</u>	

⑫ 直接人件費の構成費目として設定されていない業務

(5) 設計等における数値の扱い

3) 設計数量表示単位

イ 設計数量の表示単位及び数値は、表1.9「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。

旧

⑩ 関係機関との連絡・調整

関係機関との連絡・調整に要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

直接人件費 = 表1.6による単価 × 関係機関数

表1.6

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
関係機関との連絡 ・調整	関係 機関	—	技 師 長	<u>0.54</u>	<u>0.06</u>	<u>0.60 人</u>	
			技 師 C	<u>0.54</u>	<u>0.06</u>	<u>0.60 人</u>	

⑫ 直接人件費の構成費目として設定されていない業務

(5) 設計等における数値の扱い

3) 設計数量表示単位

イ 設計数量の表示単位及び数値は、表1.7「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。



新

設計数量表示単位一覧表

表1.9

	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考		
①	打合せ協議		業 務	1	<u>中間打合せ1回当たり</u>		
②	業務計画の策定		業 務	1			
③	現地踏査		<u>回</u>	1			
④	概況ヒアリング等	区分A	権利者	1			
		区分B	権利者	1			
⑤	<u>権利者</u> の特定		権利者	1			
⑥	補償額算定書の照合 (⑦及び⑧を除く)	それぞれの区分	それぞれの単位	1			
<u>⑥</u> <u>二</u> <u>八</u>	補償額算定書の照合(立竹木)	それぞれの区分	m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は、数位を10 m <sup>2</sup> とする。		
<u>⑥</u> <u>二</u> <u>一</u> <u>〇</u>	補償額算定書の照合(墳墓等)	それぞれの区分	m <sup>2</sup>	1			
⑦	<u>補償金明細表の作成</u>		<u>権利者</u>	<u>1</u>			
⑧	<u>公共用地交渉用資料の作成等</u>	区分A	権利者	1			
		区分B	権利者	1			
⑨	<u>公共用地交渉</u>	区分A①	権利者	1			
		区分A②	権利者	1			
		区分A③	権利者	1			
		区分A④	権利者	1			
		区分B①	権利者	1			
		区分B②	権利者	1			
		区分B③	権利者	1			
		区分B④	権利者	1			
		軽微な関係者 対応等	<u>回</u>	1			
		⑩	移転履行状況等の <u>確認等</u>	区分A	権利者	1	
				区分B	権利者	1	
		⑪	関係機関との連絡・調整		関係機関	1	

旧

設計数量表示単位一覧表

表1.7

	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
①	打合せ協議		業 務	1	
②	業務計画の策定		業 務	1	
③	現地踏査		<u>業 務</u>	1	
④	概況ヒアリング等	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	
⑤	<u>関係権利者</u> の特定		権利者	1	
⑥	補償額算定書の照合 (⑦及び⑧を除く)	それぞれの区分	それぞれの単位	1	
⑦	補償額算定書の照合(立竹木)	それぞれの区分	m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は、数位を10 m <sup>2</sup> とする。
⑧	補償額算定書の照合(墳墓等)	それぞれの区分	m <sup>2</sup>	1	
⑨	<u>公共用地交渉用資料等の作成</u>	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	
⑩	<u>公共用地交渉(費用負担説明)</u>	<u>区分A-1</u>	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		<u>区分A-2</u>	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		<u>区分A-3</u>	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		<u>区分B-1</u>	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		<u>区分B-2</u>	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		<u>区分B-3</u>	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		(新設)	(新設)	(新設)	
⑪	移転履行状況等の <u>確認</u>	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	
⑫	関係機関との連絡・調整		関係機関	1	